産業建設委員長報告

産業建設委員長　　藤田　茂男

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第５２号「訴えの提起について」であります。

当委員会は、９月２０日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案１件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

議案第５２号「訴えの提起について」は、市有地に係る土地明渡等請求事件に関し訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、本件土地に係る訴えの提起は２度目となるが、最初は本件土地を無断で占有していたのかとの質疑があり、理事者からは、当時の訴えの提起の議案等も確認したが、その当時、相手方が市の許可なく自己の工作物を設置していたため、撤去等の要請を行ったが応じていただけず、平成１８年に市が提訴した、との説明がありました。

また、委員からは、本件土地は狭い土地だが、どうしてこの部分だけ市有地なのかとの質疑があり、理事者からは、土地区画整理事業の中で市有地や民地を区画整理した結果、残地として本件土地が生じた、との説明がありました。

また、委員からは、相手方が本件土地の原状回復に応じた場合、土地の活用予定はあるのかとの質疑があり、理事者からは、本件相手方に長期間お貸ししており、それ以前も長期間占有されていた土地であり、また狭い土地でもあるので、使用予定は現在のところはないが適正に管理したい、との説明がありました。

また、委員からは、本件土地が相手方から市へ返還される場合、相手方の建物を壊すなどの影響はないのかとの質疑があり、理事者からは、本件土地には相手方の給湯器が置かれているが、建物自体への影響はないと思われる、との説明がありました。

委員からは、本件以外の市有地の管理についても状況を把握し、維持管理対策を考えてほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。